

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 4-3-2	事務事業名 歯科医療連携推進事業	所管部課 市民部健康課
----------------	---------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	西東京市内に居住する障害者、在宅介護者等(以下これらを「障害者等」という。)が、地域で総合的な歯科医療サービスを楽しむことができるよう、在宅歯科診療等を希望する障害者等に対する相談窓口等を提供するとともに、かかりつけ歯科医の定着を図り、医療及び福祉の連携を推進する。	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 事業内容、実施方法等としては、西東京市歯科医師会に、連携事業(西東京市歯科医師会による市民相談・訪問事業)、人材育成事業(西東京市歯科医師会に所属する医師等の養成)、広報・啓発事業(障害者等またはその家族・介護者等が「かかりつけ歯科医」をもつことを目的とするもの)等を委託し、西東京市歯科医療連携推進協議会において報告及び評価を行っている。 また、東京都医療保健政策区市町村包括補助対象となっている。 (予算事業名 04.01.03.08 歯科医療連携推進事業費)	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	事業費(A)			7,025	6,620	5,494
財源内訳	国庫支出金・都支出金	千円	222	11	2,116	1,638
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源		6,803	6,609	3,378	4,013
所要人員(B)	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,450	2,309	2,381	2,463	
臨時職員賃金等(C')	千円	101	0	0	0	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	9,576	8,929	7,875	8,114	
単位当たりコスト						
(E)=(D)/ (普及啓発活動参加者数)	千円		160	91	31	

評価指標の設定	活動等指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	①普及啓発活動参加者数	実績値 人		60	98	251
②在宅介護者等からの相談件数	実績値 件		15	15	13	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 平成23年度は在宅歯科医療連携講演会参加者数(歯科医師を除く)						
評価指標の設定	成果指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	一次 訪問歯科診療件数	目標値 人	-	-	-	
		実績値 人	21(74)	19(99)	14(89)	
	二次	目標値				
実績値						
《指標の説明・数値変化の理由 など》 実績値は、歯科医師会を通して訪問した診療件数である。()内は、本事業以外で訪問診療したうち把握数である。						

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	摂食嚥下機能指導者養成については、平成24年度の在宅歯科医療連携推進協議会において、東京都の研修を活用することとした(平成25年度以降)。また、摂食嚥下機能評価医養成研修を修了した歯科医師数については、この事業により一定数(31人)の確保がなされた。				
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	かかりつけ歯科医紹介等事業の実施(八王子市、立川市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市)			
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	多摩小平保健所が、障害者歯科保健対策事業、摂食嚥下機能支援事業を行っている。また、訪問診療では本事業を通さない未把握件数や歯科医師会以外の訪問歯科医療機関もある。			

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	1	抜本的見直し	<p>本事業は、歯科診療所に通うことが困難な障害者等を、在宅で総合的な歯科医療サービスが享受できるよう、地域での医療体制を構築することが目的である。</p> <p>歯の喪失は、全身の健康状態や食生活をはじめとする社会生活に支障をきたす要因となり、特に高齢者の場合、食べ物を咀嚼する機能が身体全体の健康に影響を及ぼすことから、「歯・口腔の健康」を第2次健康づくり推進プランにおいて成果目標の一つにしているところである。</p> <p>本事業においては、平成25年度より「摂食嚥下機能指導者養成事業」及び「在宅歯科医療連携事業」の2つの事業も統合し推進しており、歯科医師や医師のほか、高齢者及び障害者に係る訪問看護ステーションや地域包括支援センター職員並びに保健所及び市行政職員により構成する歯科医療連携推進協議会において事業評価を実施しており、今後の在宅療養・在宅医療の推進の足掛かりとなる事業であるともいえる。</p> <p>一方で、異なる職種が一人の対象者に関わることから、その相談コーディネーター機能や専門領域での役割分担等、課題も多岐にわたるとともに、事業ニーズの把握も不完全であるのが事実である。</p> <p>摂食嚥下機能指導者養成については一定の修了者もいることから、今後は、在宅療養の推進等に合わせ、事業体系の見直しや、保険診療である訪問診療と本事業との関係性を整理する等、これまでの事業内容・実績に基づく総括を行い、今後の事業規模を適正に判断する必要がある。</p>
	事業の必要性	2		
	事業主体の妥当性	2		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	1		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	1	抜本的見直し	<p>本事業が医療及び福祉の連携を図り、地域での医療体制を構築することを目的としており、今後の在宅医療等の推進に一定の役割を果たすことは理解できる。</p> <p>しかし、人材育成事業については一定程度の実績と確保がなされているものの、連携事業については医師会連携、医師会連携以外の訪問診療、多摩小平保健所事業の住み分けや事業対象が不明確なこと等の課題を整理する必要がある。</p> <p>また、平成25年度より「摂食嚥下機能指導者養成事業」及び「在宅歯科医療連携事業」を統合実施し、今後の在宅療養・在宅医療の推進する事業として新たな方向性を進めていくために、事業体系の見直しや保険診療との関係性について整理、検証を行っていく必要がある。</p>
	事業の必要性	2		
	事業主体の妥当性	2		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	1		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
抜本的見直し	<p>本事業は、在宅で障害者や要介護者等が歯科医療サービスを受けられるよう、地域での医療体制を構築することを目的としている。</p> <p>今後到来する超高齢社会を見据えれば、在宅医療、在宅療養を支える関係者や家族等に対し、口腔ケアに対する認識・理解についての普及啓発を行うことにより、在宅療養者が適切なケアを受けられるようにすることは重要であり、また、予防医療の観点からも、本事業の目的や必要性は評価できることである。</p> <p>しかしながら、本事業を推進することにより、訪問診療の顧客開拓や歯科医師自身のスキルアップなど、歯科医師が自助努力として行うべき事項に対し、市が補助しているという懸念を抱かれるおそれもある。</p> <p>そのため、在宅療養推進協議会における議論に基づき、真のニーズを把握するとともに、人材育成事業、連携事業、普及啓発事業それぞれの補助内容を精査することにより、効果的かつ効率的な事業となるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p>

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
抜本的見直し	<p>本事業は、平成19年度評価において、高齢者福祉及び障害者福祉の実施事業と一部類似していることから抜本的見直しとされ、その中で、委託料についても見直しを指摘されたところである。</p> <p>その後、平成25年度における2事業の統合や委託内容の見直しを図るなど、事業内容や委託料について一定の改善が進んでいると認められる。</p> <p>しかしながら、超高齢社会の到来や地域包括ケアシステムの構築など地域医療を取り巻く環境が変化していることから、それらに対応すべく市の体制を整えるとともに、一次評価で掲げた課題意識に基づき、二次評価及び外部評価を踏まえながら、地域医療に歯科医療の視点を組み込むことにより在宅で総合的な歯科医療サービスが享受できるよう本事業の抜本的な見直しを図られたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>歯科医師が「在宅療養患者」と接することで、歯科医師以外の職種(医師・訪問看護師・ケアマネージャー・リハビリテーション関係者)と「顔の見える関係」を構築し、「チーム医療」で「口腔ケア」の重要性が深めることができるよう見直ししていく。</p> <p>平成27年度:現在の成人歯科健診に、在宅での訪問型の健診を取り入れ、在宅療養者の口腔ケアの向上を図る。訪問歯科健診を実施し、その健診状況をもとに多職種が連携する仕組みづくりを検証するとともに、口腔ケアの向上に関する普及啓発事業を行う。</p>
---------------	---